

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

#### 4 市町村対策本部の設置

対策本部設置の指定を受けた市町村は、市町村国民保護計画に定めるところにより、直ちに対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるとともに、設置した旨を県対策本部に報告するものとする。